

## 野田市農業委員会総会会議録（第4回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和5年3月9日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

〈農業委員〉

1番 石山幹雄	2番 石山高弘
3番 藤井愛子	4番 川辺茂
5番 筑井正	6番 古谷文夫
7番 齊藤和夫	8番 石塚正夫
9番 染谷美佐夫	10番 針ヶ谷久翁
11番 鳩貝直子	12番 宇佐見稔久
13番 吉岡清美	

〈農地利用最適化推進委員〉

1番 岡田輝雄	2番 瀬能良一
3番 中島清忍	4番 藤井文男
5番 飯塚正明	6番 栗原英雄
7番 野口寛	8番 山田教明
9番 渡野邊信廣	10番 越川定男
11番 後藤和久	12番 逆井智
14番 知久清治	

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 農用地利用集積計画について

議案第6号 農用地利用配分計画について

議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の修正について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

- 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について  
報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知について  
報告第6号 農地利用集積計画の中途解約について  
報告第7号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について  
報告第8号 軽微な農地改良の届出について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長補佐	大塚 和彦
農地農政係長	間中 浩司
主査	小田原 聡

**議長** ただいまから令和5年第4回野田市農業委員会総会を開会します。

本日の欠席者はございません。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

9番 染谷 美佐夫 委員

11番 鳩貝 直子 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第8号までとなっております。

本日は、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号1番と2番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、田2筆で3716平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和5年2月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案について、現地調査班第2班より説明をお願いします。

**吉岡委員** 今月は2班が担当で、3月6日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番から12番、議案第2号申請番号1番、議案第3号申請番号1番から11番については宇佐見委員、議案第1号申請番号13番から18番、議案第3号申請番号12番から14番については染谷委員が、ご報告します。

それでは、議案第1号申請番号1番と2番について宇佐見委員から報告をお願いします。

**宇佐見委員** 議案第1号申請番号1番と2番について報告します。

申請地は、今上字五反割の田2筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で1200平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、人手不足ため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和5年2月22日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**宇佐見委員** 議案第1号申請番号3番について報告します。

申請地は、船形字昭和下の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号4番については、議案第3号「地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号9番から11番と不可分の案件のため、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、田3筆で901平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は維持が困難なため、譲受人は、隣接所有農地と一体利用できるためとな

っております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和5年2月21日に受付をしております。

続きまして、9ページをご覧ください。

議案第3号申請番号9番から11番についてご説明いたします。

申請番号9番は、畑1筆で779平方メートルの内442.3平方メートル、申請番号10番は、畑6筆で2817平方メートル、申請番号11番は田3筆で901平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による一時転用で、10番11番が農地造成、9番がその農地造成のための搬入経路です。

令和5年2月21日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**宇佐見委員** 議案第1号申請番号4番について報告します。

申請地は、下三ヶ尾字宮田の田3筆で現地は竹林でした。

続きまして、議案第3号申請番号9番から11番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、竹林及び保全管理されている農地でした。

計画内容は、南側の市道から北側に向かい斜面になっており、その斜面を道路と同じ高さに造成を行い、造成後は柿や栗を栽培する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、東側等には擁壁を設置する計画となっております。

また、この農地造成のための現場への進入路が狭いため、西側の一部には鉄板を敷き搬入経路として利用する計画となっております。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたので、申請者から営農計画・事業計画等について、説明を受けたうえで審議したいと合議の結果、判断しました。

以上です。

**議長** 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

それでは、事業計画、営農計画について、説明をお願いします。

**申請人** 代理人の〇〇と申します。

よろしくお願ひします。

本案件は、農地造成、それに伴っての搬入の一時転用、また、〇〇さんと〇〇さん、〇〇さんの農地の譲渡ということで3条申請を合わせて出しております。

目的としては、〇〇様が行う農地の造成として、全体的に伐採と盛り土を行い、その上で、〇〇さんの希望としては、栗や柿等、果樹を栽培して、近い関係の方々と一緒に、遊んで自分たちで楽しむための農地として、造成したいという要望であります。

内容としては以上になります。

**議長** 何かご質問ありますか。

**齊藤委員** 作物は何、栗を作る。

**申請人** 栗、柿、そういった果樹をやりたいという要望です。

**齊藤委員** 申請人2人で栽培する。

**申請人** お2人でやられます。

**宇佐見委員** 現地調査行った時に、とても大型トラックが入れるような道の幅じゃなかった、進入路が狭いので、どうやって工事するのでしょうか。

**申請人** 前面の道路は非常に狭いので、国道16号から、資材置き場、〇〇さんが、関連会社でお持ちの敷地がありましてそこを通過して、直接搬入できるような計画にしております。

前面の道路は横切るだけで、道路にダンプとか、そういった車両は通行しない計画です。

**宇佐見委員** 田んぼの法面の下側が、ぬかるんですがですが、そのまま土を入れると崩れてしまうのではないのでしょうか。

**申請人** 工事の計画としては、今おっしゃられたとおり水が多いので、地盤改良を行いまして、擁壁を造る予定しております、適正な堅さで施工します。

**議長** 地元委員何か質問ありますか。

**野口委員** 特にありません。

**議長** 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。退席されて結構です。

—申請人退席—

農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は、添付されております。

そして、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号5番から12番については、同一申請者のため一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号5番から12番についてご説明いたします。

2ページ3ページをご覧ください。

申請地は、田16筆で10932平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和5年2月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**宇佐見委員** 議案第1号申請番号5番から12番について報告します。

申請地は、下三ヶ尾字大清水、三ツ堀字笹久保、瀬戸字谷中、瀬戸字儘ヶ崎の田16筆で耕作中の農地と保全管理されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 13 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 13 番についてご説明いたします。

4 ページをご覧ください。

申請地は、田 3 筆で 1129 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 5 年 2 月 24 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**染谷委員** 議案第 1 号申請番号 13 番について報告します。

申請地は、関宿江戸町字南側の田 3 筆で保全管理されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 14 番と 15 番については、同一申請者なので一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 14 番と 15 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆で 1566 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 5 年 2 月 21 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**染谷委員** 議案第 1 号申請番号 14 番と 15 番について報告します。

申請地は、古布内字愛宕の畑 2 筆で保全管理されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 16 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 16 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 8 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 5 年 2 月 24 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**染谷委員** 議案第 1 号申請番号 16 番について報告します。

申請地は、桐ヶ作字下小用地の畑 1 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 17 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 17 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 685 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 5 年 2 月 21 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**染谷委員** 議案第 1 号申請番号 17 番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字東武者土の畑 1 筆で保全管理されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。



**議長** 申請番号 18 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 18 番についてご説明いたします。

5 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 485 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 5 年 2 月 24 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**染谷委員** 議案第 1 号申請番号 18 番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字大山の畑 1 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

**筑井委員** 2 点ほど、まず 1 点は、譲受人〇〇なんですけども、今までなら賃借権で借りていましたが、今回は所有権移転ですが、特別な理由があるのでしょうか

**事務局** 申請地の近くに物流倉庫の計画があり、その物流倉庫の買収がありまして、売って面積が減った分を今回、この 3 条の所有権移転で取得します。

**筑井委員** もう 1 点なんですけども、申請番号が 13 番の自作地が 1689 平方メートル。

借入れが 3788 平方メートル、これ後から出てくるこの農用地利用集積計画の中の借り入れだと思うんですけども、1700 平方メートルだと 3 条は許可にならないんですよ。

**事務局** 今までも何件か過去もありましたが基本的には同時申請で見えます。

3 条と農用地利用集積計画、同じ月に上がるようにということで、ここの議案に上がるような形で、やらせていただいています。

**筑井委員** その方が、例えばトラクターとか農業経営のノウハウとか条件ありますか。

**事務局** 本人に畑として耕作することを確認はしています。

**議長** 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号及び議案第3号申請番号9番から11番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

申請地は、畑3筆で2368平方メートルとなっております。

転用の目的は、貸駐車場用地です。

令和5年2月22日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**宇佐見委員** 議案第2号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

計画内容は、盛土・切土は行わず、砂利を敷き整地して、駐車場とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスが設置済みとなっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号1番から8番、12番から14番を議題とします。

申請番号1番から3番については、同一事業なので一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号1番から3番についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

申請地は、田2筆で748平方メートル、畑1筆で62平方メートル、合計810平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

令和5年2月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**宇佐見委員** 議案第3号申請番号1番から3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

計画内容は、砂利を敷き転圧して、車両置場とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、鉄パイプで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から10ページの申請番号14番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で901平方メートルの内432.10平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による農機具置場です。

令和5年2月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**宇佐見委員** 議案第3号申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、砂利を敷き整地して農機具置場とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、木材で土留めをする計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、融資証明書、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号5番と6番については同一事業なので、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号5番と6番についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で4181平方メートルの内1826平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

令和5年2月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**宇佐見委員** 議案第3号申請番号5番と6番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

計画内容は、砂利を敷き整地して、車両置場とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、木材で土留めを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、融資証明書、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号7番と8番、12番から14番については同一事業者なので、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号7番と8番、12番から14番についてご説明いたします。

申請番号7番の申請地は、田1筆で912平方メートルとなっております。

申請番号8番の申請地は、畑2筆で1305.19平方メートルとなっております。

10ページをご覧ください。

申請番号12番の申請地は、田1筆で1011平方メートルとなっております。

申請番号13番の申請地は、畑1筆で948平方メートルとなっております。

令申請番号14番の申請地は、田1筆で750平方メートルとなっております。

全て、転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

和5年2月21日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、宇佐見委員より7番と8番の報告をお願いします。

**宇佐見委員** 議案第3号申請番号7番と8番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

7番の申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が、生い茂っている農地でした。

8番の申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

7番8番の計画内容は、現状のまま整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 続いて、染谷委員より12番から14番の報告をお願いします。

**染谷委員** 議案第3号申請番号12番から14番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

12番の申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

13番の申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

14番の申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

12番から14番の計画内容は、現状のまま整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

7番の土地改良区は、区域外と報告されております。

8番と12番から14番は土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災

計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。  
以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。  
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号申請番号1番から8番、12番から14番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

**議長** 議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第4号についてご説明いたします。

11ページをご覧ください。

申請番号1番は、申請地は農地法所定の手続きをせずに昭和45年6月8日より宅地として利用し現在に至っております。

平成14年9月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和5年2月22日に受付をしております。

続きまして、申請番号2番は、申請地は農地法所定の手続きをせずに昭和42年8月19日より宅地として利用し現在に至っております。

昭和42年8月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和5年2月22日に受付をしております。

続きまして、申請番号3番は、申請地は農地法所定の手続きをせずに昭和50年1月頃から宅地として利用し現在に至っております。

平成2年11月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の



規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和5年2月21日に受付をしております。

以上です

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

**議長** 議案第5号「農用地利用集積計画について」の一般を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 「一般」の1番についてご説明いたします。

12ページ、13ページをご覧ください。

野田市長より令和5年2月28日付けで、令和4年度第11次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、1年の賃借権設定が田3筆で3788平方メートル、3年の賃借権設定が畑1筆で495平方メートル、5年の賃借権設定が田1筆で2991平方メートル、畑3筆で3769平方メートル、10年の賃借権設定が田1筆で959平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号の「一般」について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。  
次に移ります。

議案第5号「農用地利用集積計画について」の中間管理を議題とします。

本案については、議案第6号「農用地利用配分計画について」と不可分の案件のため、一括して審議します。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 「中間管理」についてご説明いたします。

14ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の中間管理でございますが、10年の賃借権設定が畑9筆で6570平方メートル平方メートルとなっております。

なお、借受人は農地中間管理機構である千葉県園芸協会です。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

次に議案第6号についてご説明いたします。

77ページ、78ページをご覧ください。

野田市長より令和5年2月21日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が先ほど説明した1番から6番の農地中間管理権を取得予定の農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ただいま申請人、事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号の「中間管理」及び議案第6号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に議事参与の制限を受ける案件に移ります。

本案については、野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限を受ける案件が含まれるため、目吹代替地、船形互助、船形代替地は162番以外、小山代替地は17番から20番以外について先議します。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第5号「目吹代替地」、「船形互助」、「船形代替地」は162番以外、「小山代替地」は17番から20番以外についてご説明いたします。

28ページから37ページをご覧ください。

目吹代替地でございますが、1年の賃借権設定が田181筆で359748方メートルとなっております。

次に38ページから52ページをご覧ください。

船形互助でございますが、1年の賃借権設定が田284筆で527973平方メートルとなっております。

次に53ページから62ページをご覧ください。

船形代替地でございますが、1年の賃借権設定が田197筆で322691平方メートルとなっております。

次に72ページから74ページをご覧ください。

小山代替地でございますが、1年の賃借権設定が田48筆で95276平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。  
以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号の目吹代替地、船形互助、船形代替地は162番以外、小山代替地は17番から20番以外について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に議事参与の制限を受ける案件に移ります。

野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

**議長** 議案第5号目吹互助の84番、88番から90番以外、木野崎互助を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第5号目吹互助の84番、88番から90番以外、木野崎互助についてご説明いたします。

15ページから27ページをご覧ください。

目吹互助でございますが、1年の賃借権設定が田240筆で409388平方メートルとなっております。

次に75ページ、76ページをご覧ください。

木野崎互助でございますが、1年の賃借権設定が田21筆で39899平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。  
以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。  
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号目吹互助の84番、88番から90番以外、木野崎互助について採決します。  
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

議案第5号目吹互助の84番、88番から90番を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第5号目吹互助の84番、88番から90番についてご説明いたします。

19ページをご覧ください。

目吹互助でございますが、1年の賃借権設定が田4筆で3666平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号目吹互助の84番、88番から90番以外、木野崎互助の2番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の〇〇委員の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

議案第5号小山互助、小山代替地の17番から20番を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第5号小山互助、小山代替地の17番から20番についてご説明いたします。

63ページから71ページをご覧ください。

小山互助でございますが、1年の賃借権設定が田171筆で235929平方メートル、畑7筆で7155平方メートルとなっております。

72ページをご覧ください。

小山代替地でございますが、1年の賃借権設定が田4筆で10636平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号小山互助、小山代替地の17番から20番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

野田市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

議案第 5 号船形代替地の 162 番を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 5 号船形代替地の 162 番についてご説明いたします。

61 ページをご覧ください。

船形代替地でございますが、1 年の賃借権設定が田 1 筆で 1100 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 5 号船形代替地の申請番号 162 番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

次に移ります。

**議長** 議案第 7 号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 79 ページをご覧ください。

申請地は、畑6筆で3321平方メートルの内3060平方メートルとなっております。  
本案は、相続人が相続税の納税猶予の特例適用を受けるための証明願となります。  
以上です。

**議長** 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**染谷委員** 申請地は、生産緑地に指定されており、耕作中の農地でした。

農地として適正に管理されていることから、相続人は納税猶予の適格者であると判断されます。  
以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第7号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第8号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について」を議題とします。

初めに、運営委員会議長よりご報告をお願いします。

**齊藤運営委員会議長** 令和5年4月1日施行の改正農業委員会法により、農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、法改正を踏まえ、一部改正する必要があります。

先程、運営委員会において協議し、その内容について了承されたところです。

内容については事務局から説明いたします。

以上で報告を終わります。

**議長** 事務局の説明を求めます。

**事務局** 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について」説明

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第8号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第1号から第8号」について、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 報告事項の1ページから9ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、6件受理しております。

次に10ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、2件受理しております。

次に11ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、2件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に12ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第18条第6号の規定による合意解約の提出が3件ありました。

次に13ページをご覧ください。

報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知の提出が2件ありました。

次に14ページをご覧ください。

報告第6号 農用地利用集積計画の中途解約は、2件提出がありました。

次に15ページをご覧ください。

報告第7号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願については、1件証明いたしました。

次に16ページをご覧ください。

報告第8号 軽微な農地改良の届出については、2件提出がありました。

以上です。



**議長** 報告第7号の「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、昭和60年10月17日付け農林水産省構造改善局農政部長通知により現地調査にあたることとなっております。

調査にあたった吉岡委員より報告をお願いします。

**吉岡委員** 報告第7号について報告します。

令和5年2月8日に事務局の小田原主査と現地調査を行いました。

照会地は、肥培管理され、農地として使用されておりましたので、農業経営を引き続き行っていることを証明いたしました。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後2時50分)